

## 下関市中心市街地活性化基本計画の変更申請要点

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名	変更内容	変更後	変更前
下関駅にぎわいプロジェクト	事業内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) JR下関駅開発ビル</li> <li>・シネマコンプレックス、立体駐車場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発ビル</li> <li>・シネマコンプレックス、立体駐車場</li> </ul>
	必要性の変更	<p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p> <p>アクセス性の高い開発ビルに<u>次世代育成支援拠点施設</u>を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である</p>	<p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p> <p>アクセス性の高い開発ビルに(仮称)子育て世代活動支援センターを整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である</p>
下関駅にぎわいプロジェクト	事業内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援拠点施設</li> <li>・(仮称)証明書発行所</li> <li>・<u>東南広場連絡通路</u></li> <li>・東口駅前広場</li> <li>・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益施設</li> <li>・東口駅前広場</li> <li>・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> <li>・<u>開発ビル1F広場</u></li> <li>・<u>開発ビル2F自由通路</u></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>下関駅東西連絡通路</u></li> <li>・<u>市道竹崎町自歩道7号線</u></li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・<u>市道竹崎町34号線</u></li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・にぎわい通り整備事業</li> <li>・エリアマネジメント事業</li> <li>・<u>人工地盤にぎわい創出事業</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高架下2F自由通路</u></li> <li>・<u>高架下1F通路</u></li> <li>・<u>高架下駐輪場</u></li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・<u>進入路</u></li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・にぎわい通り整備事業</li> <li>・エリアマネジメント事業</li> </ul>
必要性の変更	<p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p> <p>アクセス性の高い開発ビルに<u>次世代育成支援拠点施設</u>を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p> <p>アクセス性の高い開発ビルに<u>(仮称)子育て世代活動支援センター</u>を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>
支援措置の内容の変更	<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区))</p> <p><u>(次世代育成支援拠点施設、(仮称)証明書発行所、東南広場連絡通路、東口駅前広</u></p>	<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区))</p> <p><u>(公益施設、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、開発ビル 1F広場・開</u></p>

		場、西口駅前広場、南口交通広場、 <u>下関駅東西連絡通路</u> 、 <u>市道竹崎町自歩道7号線</u> 、 <u>公衆トイレ</u> 、 <u>市道竹崎町34号線</u> 、 <u>誘導サイン</u> 、 <u>港湾道路(歩道)</u> 、 <u>にぎわい通り整備事業</u> 、 <u>エリアマネジメント事業</u> 、 <u>人工地盤にぎわい創出事業</u> )	<u>発ビル 2F自由通路</u> 、 <u>高架下 2F自由通路</u> 、 <u>高架下 1F通路</u> ・ <u>高架下駐輪場</u> 、 <u>公衆トイレ</u> 、 <u>進入路</u> 、 <u>誘導サイン</u> 、 <u>港湾道路(歩道)</u> 、 <u>にぎわい通り整備事業</u> 、 <u>エリアマネジメント事業</u> )
--	--	--	---

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名	変更内容	変更後	変更前
竹崎メインストリート整備事業	実施期間の変更	H20～ <u>29</u>	H20～ <u>25</u>
	支援措置の内容の変更	社会資本整備総合交付（道路事業(街路)）	社会資本整備総合交付（道路事業）
住宅・建築物耐震化促進事業	事業内容の変更	<u>木造一戸建て住宅を対象に市が無料にて耐震診断員を派遣し耐震診断を行う制度</u> <u>木造一戸建て住宅の耐震改修及び建築物の耐震診断に係る補助金制度</u>	<u>木造一戸建ての耐震診断、耐震改修及び建築物の耐震診断に係る補助金</u>
	実施期間の変更	<u>H19～H27</u>	<u>H19 ～</u>

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業（略）

(4) 国の支援がないその他の事業（略）